

第79号  
平成27年3月

福利

# おたより

## Contents

### 平成27年度 保健事業 実施計画

I 健康管理事業 .....2

II 一般事業 .....3

### 平成27年度 人間ドック等の受診・予約方法

【受診・予約方法が変わります!!】 .....4

### 平成27年度スポーツ施設利用助成

【ジスラスでのスポーツ施設助成が始まります!】...4

産前産後休業、育児(部分)休業及び育児短時間勤務  
に係る掛金免除について .....5

退職・転出による貸付金の償還について .....6

貸付の申込み・繰上償還について .....6

高額療養費の算定基準が変更されました .....7

出産費(家族出産費)の額が見直しされました .....7

結婚手当金が廃止されます .....7

### 平成26年度の検認(被扶養者に係る

資格確認事務)終了 .....8

被扶養者の認定事務とは .....8

人事異動等に伴う組合員証の事務手続きについて...8

退職後の医療保険制度について .....9

被用者年金制度の一元化(平成27年10月~) ...10

再就職した場合の年金支給停止 .....10

障害給付の年金に係る在職中の支給停止制度が  
なくなります .....11

傷病手当金を申請される皆様へ .....11

☆アンケートを募集します☆ .....12

本部におけるメンタルヘルス相談 .....12



# 平成27年度 保健事業 実施計画

## I 健康管理事業

事業種名		内 容
特定健診等事業	特定健康診査	<p>対象者：40歳以上75歳未満の組合員、被扶養者及び任意継続組合員（本人負担なし）</p> <p>○組合員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診事業の1日人間ドック、脳ドックを受診することで特定健康診査に資する。</li> <li>・それ以外の組合員は事業主が実施する定期健康診断より診査結果の提供を受ける。</li> </ul> <p>○被扶養者及び任意継続組合員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立共済発券の「特定健診受診券」により市町村の実施する集団検診又は、指定医療機関にて診査を行う。</li> </ul>
	特定保健指導	<p>対 象 者： 特定健康診査の結果に基づき、「動機付け支援」「積極的支援」の対象となる者。</p> <p>方 法： 対象者には「特定保健指導利用券」を発券し、①指定医療機関にて保健指導を受ける。又は②個別訪問による保健指導を受ける。</p>
健診事業(特定健康診査も含む)	1日人間ドック	<p>対 象 者 33歳以上の組合員（1日人間ドックと脳ドックの何れか一つを個人選択。）</p> <p>受 診 病 院 県内 32 医療機関等</p> <p>期 間 5月～12月</p> <p>公立共済負担 ドック 16,000円 婦人科検診 5,500円 前立腺がん 2,500円 (前立腺がんについては、50歳以上の組合員を対象とする。)</p>
		<p>定期健診公立共済負担 3,000円</p> <p>事業主健診（定期健診）分について公立共済が受託する教育庁本庁及び出先機関、県立学校、県立芸大・看護大学、国頭村教育委員会、東村教育委員会、伊是名村教育委員会、久米島町教育委員会に所属する組合員が人間ドックを受診する場合、公立共済が3,000円を負担する。</p> <p>※公立共済より定期健診に必要な健診結果を事業主（委託）へ報告する。</p>
	器官別検診	<p>脳ドック</p> <p>対 象 者 33歳以上の組合員（1日人間ドックと脳ドックの何れか一つを個人選択。）</p> <p>受 診 病 院 県内 19 医療機関等</p> <p>期 間 5月～12月</p> <p>公立共済負担 ドック 16,000円 婦人科検診 5,500円 前立腺がん 2,500円 (前立腺がんについては、50歳以上の組合員を対象とする。)</p>
	婦人科検診	<p>対 象 者 女子組合員全員及び配偶者（被扶養者）全員</p> <p>受 診 病 院 那覇市医師会契約医療機関 約50医療機関</p> <p>期 間 6月～12月</p> <p>公立共済負担 婦人科検診（乳がん4,246円・子宮がん5,700円）</p>
健康づくり事業	健康教育	<p>スマートライフセミナー（いきいき健康教室）（沖教済、互助会 共催事業）</p> <p>生活習慣病予防のための運動指導と食事改善のセミナーを実施する。</p> <p>対 象 者 組合員及び被扶養者である配偶者</p> <p>時 期 夏季休暇期間中（2回）</p>
		<p>心の元気力UPセミナー（沖教済、互助会 共催事業）</p> <p>ストレスに関する基本的な知識を学びながら、心のセルフケアを習得するセミナーを実施する。</p> <p>対 象 者 組合員</p> <p>時 期 夏季休暇期間中（2回）</p>
		<p>女性のための健康セミナー（沖教済、互助会 共催事業）</p> <p>女性に特化した健康増進のための最新情報や、心を癒す実践方法を習得する健康セミナーを実施する。</p> <p>対 象 者 組合員</p> <p>時 期 夏季休暇期間中（2回）</p>
		<p>メンタルヘルスツーリズム（台湾・韓国）（沖教済、互助会、日教弘 共催事業）</p> <p>若年者へのメンタルヘルス維持向上を図ることを目的に研修旅行を実施する。</p> <p>対 象 者 40歳未満組合員 ※台湾2団・韓国1団 各団30名</p> <p>時 期 冬季休暇期間中（3泊4日）</p> <p>公立共済負担 30,000円</p>
		<p>メンタルヘルス補助（互助会へ委託 共催事業）</p> <p>対 象 者 組合員（公立共済負担1回19,400円を、年度間1回負担する。）</p> <p>※看護大、芸大、市町村費組合員で他互助会加入者は、公立共済が1回29,400円を負担する。</p> <p>実 施 機 関 リワーク・ステーションBowl</p>
健康相談	<p>教職員等のメンタルヘルス相談（互助会へ委託 共催事業）</p> <p>対 象 者 組合員（公立共済負担1回4,000円を、年度間5回まで負担する。）</p> <p>※看護大、芸大、市町村費組合員で他互助会加入者は、公立共済が1回8,000円を負担する。</p> <p>受 診 病 院 県内7医療機関等</p>	



## Ⅱ 一般事業

種名	事業名	内 容
体育関係	スポーツ施設利用補助	組合員の運動不足の解消を図る。 対 象 者 組合員（公立共済負担1回540円を、月5回まで負担する。） 実 施 機 関 スポーツパレス ジスタス（那覇店、浦添店、美里店） ※月5回までは自己負担540円で上記の施設を利用することができます。6回目からは自己負担1,080円となります。
	介護講座・実技研修	沖教済、互助会 共催事業 介護に関する知識及び実技を習得するセミナーを実施する。 対 象 者 組合員 時 期 夏季休暇期間中（1回）
教養・文化関係	生涯生活設計セミナー	県、沖教済、互助会 共催事業 ライフサイクルプランとして組合員の生活設計に関する知識、手法を習得するセミナーを実施する。 対 象 者 組合員 時 期 夏季休暇期間中（対象年齢：39歳以下 1回、40～49歳 1回、50～58歳 1回）
	【退職準備型】生涯生活設計セミナー	沖教済、互助会 共催事業 退職後に必要な人生設計に関する健康や生きがい、生活設計に関する収入及び支出の基礎的な知識等を習得する。 対 象 者 退職予定組合員 時 期 夏季休暇期間中（4地区）
	育児支援セミナー	沖教済、互助会 共催事業 子育てに関する悩みや不安を解消し、役に立つ子育て方法を習得するセミナーを実施する。 対 象 者 育児休業中組合員 時 期 10月中（1回）
	研修旅行	宮城・岩手被災地研修（沖教済、互助会、日教弘 共催事業） 被災地の現状を実地見聞など幅広く研修し、日常の教育実践に反映することを目的に研修旅行を実施する。 対 象 者 組合員及びその家族 ※2回×30名 時 期 夏季休暇期間中（4泊5日） 公立共済負担 10,000円
		海外研修（ドイツ・フランス、アジア）（沖教済、互助会、日教弘 共催事業） 訪問国の文化や歴史、教育制度など幅広く研修し、日常の教育実践に反映することを目的に研修旅行を実施する。 対 象 者 組合員及びその家族 ※ドイツ・フランス1回・アジア1回 各回30名 時 期 夏季休暇期間（ドイツ・フランス9泊10日、アジア3泊4日） 公立共済負担 10,000円
へき地組合員関係	診療補助（診療交通費等補助）	指定するへき地に勤務する組合員が所属所から最も近い本島在の県立病院のある地域で診療を受けた場合及び公立共済事業の研修事業（セミナー関係）等を受講する場合に、何れも片道分の交通費を年度間3回を限度として補助する。
	その他（健康管理支援補助）	指定するへき地に勤務する組合員が所属所から最も近い本島在の県立病院のある地域で健診事業を受けた際、1日人間ドック・脳ドック・婦人科検診の何れか一つに往復の交通費を補助する。
その他関係	研修等交通費補助	公立共済事業の研修事業（セミナー関係）等を受講する際的那覇までの片道の交通費を年度間3回を限度として補助する。 対 象 者 宮古・八重山地区所属の組合員 公立共済負担 8,000円以内

### ※平成27年度の主な変更点

#### 【新規事業】

- メンタルヘルス補助（健康づくり事業）…働きながら医療機関に通院されているメンタル不調の方を対象とした、休職予防プログラムへの補助。
- スポーツ施設利用補助（一般事業）…スポーツパレス ジスタス（那覇店、浦添店、美里店）において、組合員証提示で、自己負担540円で利用可。（月5回まで）

#### 【見直した事業】

- 人間ドック・脳ドック事業…定期健診公立共済負担（3千円）補助対象所属として、国頭村教育委員会、東村教育委員会、伊是名村教育委員会を追加。
- 婦人科検診の自己負担額の変更（健診事業）
- 介護講座の開催回数を2回から1回へ減（一般事業）
- 生涯生活設計セミナーの40～49歳コースの開催回数を2回から1回に減（一般事業）
- 【退職準備型】生涯生活設計セミナーの開催地区を6地区から4地区へ変更（一般事業）



# 平成27年度 人間ドック等の受診までの流れが変わります!!

## ①「受診券」方式となります。

※受診希望者に対して受診券を配布します。

※受診の際、医療機関に受診券を提出することで、補助を受けることができます。

**※受診期間：平成27年5月1日～平成27年12月31日**



## ②受診希望日前までに予約が可能になりました。

※医療機関ごとに予約可能期間（受診日の何日前まで等）が異なりますので、ご注意ください。  
 ※予約が集中する時期には、受診希望日に予約が取れない可能性もありますので、早めの予約をお願いします。

### 平成27年度から

3月31日までに各所属所単位で「健診区分」、「受診予定医療機関」を当支部へ提出。

受診券配布

**【ドック受診】**

組合員本人各自で予約

### 平成26年度まで

組合員本人が各自で各医療機関へ受診申し、受診日を確定。

3月31日までに各所属所単位で受診確定日を当支部へ提出。

**【ドック受診】**

# 平成27年度 スポーツ施設利用補助【ジスタスでの施設利用補助が始まります！】

## 1 目的

利用金額の一部を補助し、組合員の健康保持、増進、疾病予防及び医療費増高対策を図ることを目的とする。

## 2 指定施設

指定施設は、スポーツパレス ジスタス那覇、ジスタス浦添、ジスタス美里です。

## 3 利用助成の方法及び対象

### 利用方法

- ①受付にて「公立学校共済組合組合員証（保険証）」、スタンプカード（初日渡し）を提示
- ②利用者名簿を記入
- ③個人負担分の施設利用料を支払う

### 助成対象

組合員本人は、月5回まで540円（消費税込）、6回目から1,080円（消費税込）で指定施設を利用することができる。

## 4 利用助成期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日





# 産前産後休業、育児（部分）休業及び育児短時間勤務に係る掛金免除について

次に該当する方は、掛金の免除を受けることができます（育児部分休業及び育児短時間勤務では、給料が減額された額に応じ長期掛金のみ）。

免除を受ける方は、公立学校共済組合沖縄支部に申出が必要です。該当する申出書に必要な事項を記入のうえ、所属所長の証明を受け添付書類とあわせて提出ください。

## ●産前産後休暇を取得する方

掛金の免除が受けられるのは、産前産後休暇の期間のうち産前産後休業の期間です。

- ・産前産後休暇の期間…最大、出産予定日以前8週間（＝56日（多胎妊娠の場合は、14週間（＝98日））から出産日後8週間（＝56日）までの期間（沖縄県の場合。各地方公共団体の条例等の規定に基づきます。）
- ・産前産後休業の期間…出産日以前42日（出産日が出産予定日後の場合は、出産予定日。）から出産日後56日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間（＝産前産後休暇とされた期間）（ただし、多胎妊娠の場合は、「42日」を「98日」に読み替えてください。）

申出は、次の2回に分けて行うのが基本です。

### (1) 産前休暇取得時

- ・申出書 産前産後休業掛金免除申出書  
※休業の期間は、出産予定日を基に仮に設定します。出産予定日以前42日から出産予定日後56日までの間で、休暇の期間となります。
- ・添付書類 ①産前産後休暇の期間及び取得が確認できる書類（休暇簿の写し、休暇願の写し等）  
②出産予定日が確認できる書類（妊娠証明書の写し等）  
③（多胎妊娠の場合）出産予定人数が確認できる書類（診断書の写し等）

### (2) 出産後

※出産日が出産予定日どおりの場合は、変更申出書の提出は不要ですが、添付書類のみ提出ください。

- ・申出書 産前産後休業掛金免除変更申出書  
※休業の期間を、出産日を基に確定します。
- ・添付書類 ①産前産後休暇の期間及び取得が確認できる書類（休暇簿の写し、休暇願の写し等）  
②出産日が確認できる書類（出産証明書の写し等）

## ●育児休業を取得する方

### ●3歳未満のお子さんを養育中で、育児部分休業を取得する方

### ●3歳未満のお子さんを養育中で、育児短時間勤務を取得する方

- ・申出書 育児休業等掛金免除申出書又は育児部分休業等掛金免除申出書
- ・添付種類 辞令の写し又は部分休業承認請求書等の写し

※休業等中で、休業の期間等に変更のある方は、変更の申出をお願いします。

- ・申出書 育児休業等掛金免除変更申出書又は育児部分休業等掛金免除変更申出書
- ・添付種類 辞令の写し又は部分休業承認請求書等の写し

※申出書の様式を、当支部のホームページからダウンロードすることができます。

トップページ→諸様式ダウンロード→様式ダウンロード（掛金免除・短期給付）

※給料における掛金免除（産前産後休業及び育児休業の場合）

休業を開始した日の属する月から休業の終了する日の翌日の属する月の前月までの間、免除されます。



## 退職・転出による貸付金の償還について

退職・転出時に貸付未償還金がある場合、下記の手続きを行うこととなります。

区 分		償 還 方 法
退 職		<ul style="list-style-type: none"> <li>退職時に未償還金がある方は、退職手当から控除しますので、特に手続きは必要ありません。</li> <li>退職手当から未償還金が全額控除できなかった場合は、別途納付していただきます。</li> </ul>
転出される場合	沖縄県市町村職員 共済組合へ転出	次の償還方法がありますので、選択してください。 (1)自己資金で全額即時償還する。 →希望される方は、振込依頼書を送付しますので公立学校共済組合 沖縄支部までご連絡下さい。
	地方職員共済組合 沖縄県支部へ転出	(2)転出先の共済組合から貸付を受け、全額即時償還する。 →「貸付金残高証明書」を転出先の共済組合へ提出し、貸付申込手続 きをお取り下さい。 (3)転出先の共済組合を通じて、これまでと同様に給与から控除し公立 学校共済組合へ毎月償還を継続する（徴収嘱託制度）。 →「徴収嘱託申出書」の提出が必要です。
	他都道府県の公立 学校共済組合へ転出	<ul style="list-style-type: none"> <li>転出先の支部で引き続き償還が可能です（組合員本人の手続きは不要）。</li> </ul>
	上記以外の共済 組 合 へ 転 出	未償還金を全額即時償還していただきます。 (1)自己資金で全額即時償還する。 (2)転出先の共済組合から貸付を受け、全額即時償還する。

### ■団体信用生命保険へご加入されている方へ

貸付金の完済をもって自動脱退となります。保険料は年払い（前納）となるため、未経過月数に応じて保険料が返戻される場合があります。また全額償還後であっても4月、5月に保険料の引き落とし日がある方については、保険料が引き落とされます。引き落とし後の概ね2ヶ月後に精算されるので口座を閉鎖しないよう、ご注意願います。

## 貸付けの申込み・繰上償還について

### ●貸付けの申込みについて

貸付けの申込みについては、毎月25日（休日の場合は翌勤務日）締め切りとなっており、締切日を過ぎた場合は翌月申込分としての受付となりますので、ご注意願います。

また、締切日までに提出された場合でも、書類等に不備があった時は同様に翌月以降の受付になりますので、ご了承願います。

### ●繰上償還について（全部または一部）

借受人は未償還元利金の全部または一部を返納することができます。

繰上償還を希望する月の前月25日までに「全額繰上償還申出書」または「一部繰上償還申出書」に必要事項を記入の上、支部へ提出して下さい。指定する振込依頼書により最寄りの金融機関での支払いとなります。

なお、その場合の給与等からの定期償還控除は、繰上償還指定月（納付月）まで控除されますので、ご注意願います。

## 高額療養費の算定基準が変更されました

医療費の高額療養費（※1）に係る自己負担限度額の算定基準が見直され、平成27年1月診療分より変更になりました。

### 【変更前】・・・平成26年12月診療分まで

所得区分	給料月額	高額療養費算定基準額（自己負担限度額）
A	上位所得者 (424,000円以上)	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%
B	一般所得者 (424,000円未満)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
C	低所得者 (住民税非課税者)	35,400円

### 【変更後】・・・平成27年1月診療分から（5区分に変更）

所得区分	給料月額	高額療養費算定基準額（自己負担限度額）
ア	664,000円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
イ	424,000円以上 664,000円未満	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
ウ	224,000円以上 424,000円未満	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
エ	224,000円未満	57,600円
オ	低所得者 (住民税非課税者)	35,400円

※1 組合員自己負担額（総医療費の3割）から上表の自己負担額限度額を差し引いた額が高額療養費に該当します。

※2 平成27年4月診療分より、共済組合の附加給付においても所得区分が設けられ、上記変更後の表のア・イに該当する組合員は附加給付部分の自己負担限度額が50,000円となります。（ウ・エ・オに該当する組合員は現行どおり25,000円）

## 出産費（家族出産費）の額が見直しされました

平成27年1月1日から産科医療補償制度掛金額が変更されたことに伴い、出産費の額も見直しされました。なお、附加給付額は、従前のおり5万円です。

平成26年12月31日までの出産			平成27年1月1日からの出産		
出産費 (家族出産費)	産科医療補償 制度掛金	合計	出産費 (家族出産費)	産科医療補償 制度掛金	合計
39万円	3万円	42万円	40万4千円	1万6千円	42万円

※出産費（家族出産費）の合計額は従来通り42万円が支給されますが、産科医療補償制度の適用とならない出産については、40万4千円のみ支給となります。

## 結婚手当金が廃止されます

平成26年3月まで	平成27年3月まで	平成27年4月から
80,000円	40,000円	廃止

※請求期限は、婚姻事由発生の日の翌日から2年以内です。



## 平成26年度の検認(被扶養者に係る資格確認事務)終了



### ご協力いただきありがとうございました

今年度の検認においても、遑って認定取消となる事例が多く見受けられました。

収入が基準額を超過したり、就職し新たな保険証が付与されるなど被扶養者としての要件を欠いたときは、所属所を通じて速やかに取消手続きを行ってください。

組合員は、今後とも被扶養者として認定されている方の月々の収入に十分ご注意ください、遑って認定が取り消されることのないよう宜しくお願い致します。



資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、共済組合が負担した医療費(7割)については組合員へ返還請求します。

## 被扶養者の認定事務とは

### ●認定で確認するのは、(1)身分関係 (2)生計維持関係 の2つです。

(1)の身分関係については、わかりやすい図表が「福利・厚生事務の手引き(P19)」にありますのでご覧ください。

(2)の生計維持については次の全てに該当する必要があります。

- ①被扶養者について、組合員以外の者が扶養手当等をうけていないこと。
- ②被扶養者を他の者と共同扶養する場合、組合員が社会通念上、主たる扶養者といえること。
- ③被扶養者が年額130万円未満(収入に年金を含む方は年額180万円未満)の収入であること。

### ●共済組合では、被扶養者について「普通認定」と「特別認定」に区分して認定事務を行っています。

#### 特別認定

所得基準額：年額130万円未満(収入に年金を含む方は年額180万円未満)

#### 普通認定

同居で(給与条例上の)扶養手当が認定されている者  
※祖父母・父母・配偶者・子・孫・弟妹は別居でも可

## 人事異動等に伴う組合員証等の事務手続きについて

### ●退職する場合

- ①退職者 → 組合員証を(退職時の)所属所事務担当者へ返却してください。
- ②所属所事務担当者 → 組合員証を添付して「組合員異動報告書(喪失用)」を共済組合へ提出してください。

### ●市町村、知事部局、国、他都道府県の教育委員会へ異動する場合

- (1)県(知事部局)、市町村、国等へ異動の場合
  - ①組合員(異動者) → 組合員証を旧所属所へ返却してください。
  - ②旧所属所事務担当者 → 組合員証を添付して「組合員異動報告書(喪失用)」を共済組合へ提出してください。
- (2)教職員として他の都道府県に異動(採用)の場合
  - ①組合員(異動・採用者) → 組合員証を新所属所へ提出してください。
  - ②旧所属所事務担当者 → 「組合員異動報告書(喪失用)」のみを共済組合へ提出してください。※組合員証は添付不要

### ●職員番号が変わる場合(フルタイム再任用職員になる等) → ③組合員証の交換が必要です!

- ①組合員(職員番号が変わる者) → 組合員証を新所属所へ提出してください。  
※新しい組合員証は後日に新所属へ送付します。
- ②新所属所事務担当者 → 組合員証を添付して「組合員申告書(届の理由欄の『3.その他(再任用)』と記入)」及び「組合員異動報告書(所属所間異動)」を提出してください。

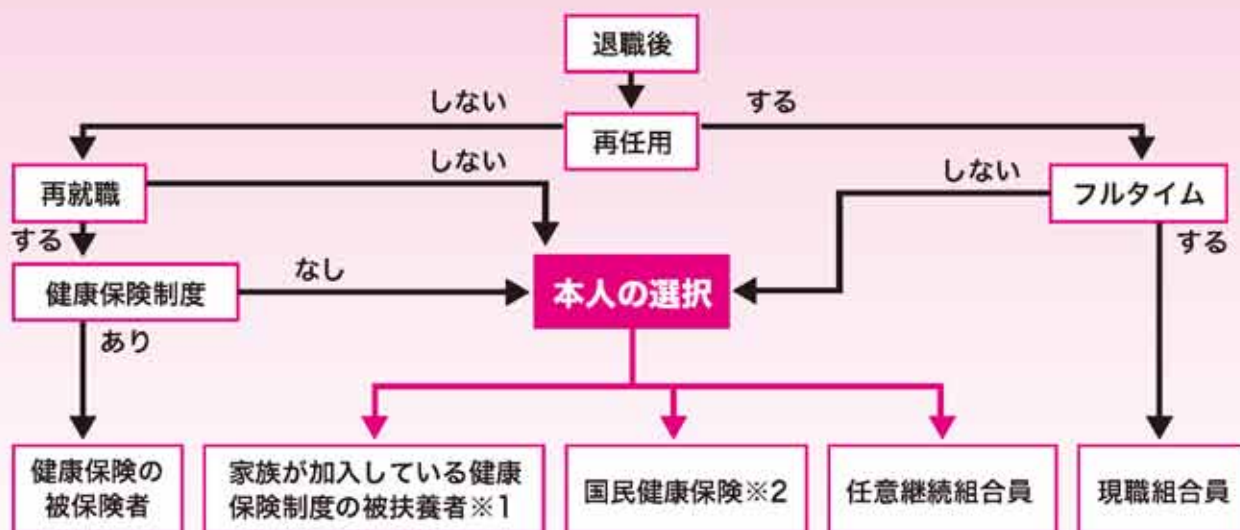
### ●上記のいずれにも該当しない場合

- ①組合員 → 手続き不要(組合員証は継続使用)です。
- ②新所属所事務担当者 → 組合員異動報告書(所属所間異動)を提出してください。



# 退職後の医療保険制度について

■退職すると、組合員の資格を失い、いずれかの医療保険制度に加入することになります。  
質問に答えてあなたに合った制度を選択しましょう。



※1 扶養認定の基準は各保険者により異なります。詳しくは家族の加入している保険者へお問い合わせください。  
※2 国民健康保険料についての詳細は居住地市町村へご確認ください。

**任意継続組合員とは？** 退職後引き続き短期給付を受け、一部を除く福祉事業を利用できる制度です。最長2年間加入できます。

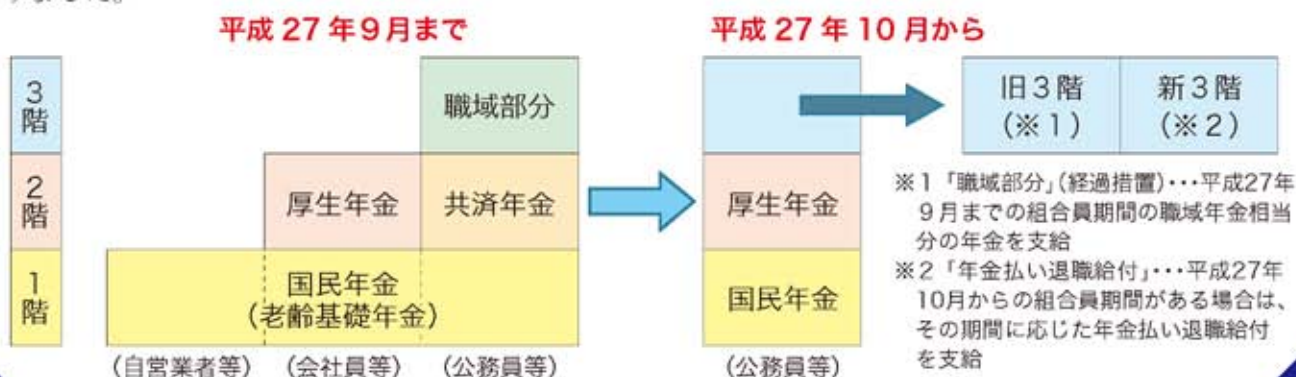
■在職中と比べて受けられない給付 休業手当金 育児休業手当金 介護休業手当金  
(※傷病手当金・出産手当金)※在職中に支給事由がある場合に限り対象になります。

任意継続組合員になる要件は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職日の前日まで1年以上組合員である方。</li> <li>「申出」と「掛金の納付」を期限内に行うこと。</li> </ul>	平成27年度の初回掛金の払込期限は <b>4月20日(月)</b> になります。
掛金額はどのくらい？	<p><b>短期</b> 40歳以上65歳未満 ※①～③のうち1番少ない額×101.50÷1,000 40歳未満65歳以上</p> <p><b>介護</b> 40歳以上65歳未満 ※①～③のうち1番少ない額×12.24÷1,000 40歳未満65歳以上 必要ありません。</p> <p>※ ①退職月の給料月額 ②①の額×70% (組合員期間が15年以上かつ55歳以上で初めて退職された方のみ) ③前年度の全組合員の平均給料月額 (平成27年1月1日現在 372,000円)</p>	
納付方法は？	<p>申出を受付しますと、当支部から納付書を送りますので掛金を期限内に納付してください。一定の期間前納すると割引があります。詳しい額については支部ホームページをご覧ください。</p> <p><b>1日でも払込期限を過ぎますと加入できませんのでご注意ください！</b></p>	
組合員証は？	<p>入金を確認でき次第、ご自宅に任意継続組合員証等を送付します。</p> <p>在職中から家族を扶養に入れている方は、任意継続組合員被扶養者証も送付しますが扶養の要件から外れている場合は、取消の手続きを行ってください。</p> <p>※退職後は現在の組合員証等は使用できませんので、所属所を通して速やかに返却してください。</p>	



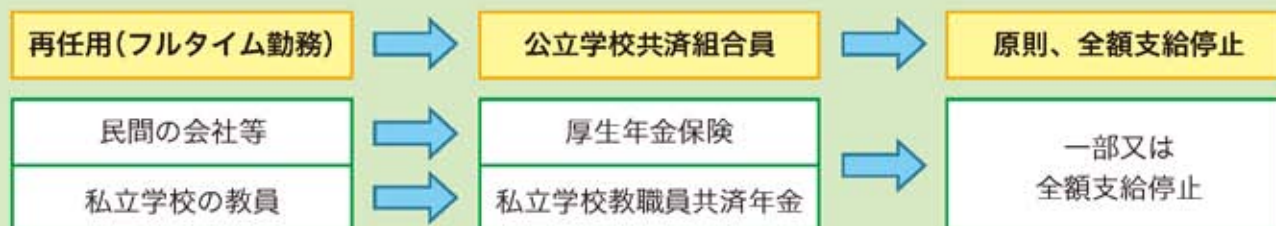
## 被用者年金制度の一元化(平成27年10月～)

平成27年10月から、被用者年金制度が一元化されることにより共済年金は厚生年金に統一されます。職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度としての「年金払い退職給付」制度が創設されることになりました。



## 再就職した場合の年金支給停止

年金受給者が再就職し公的年金制度に加入した場合、賃金と年金の合計額が一定の基準を超えると年金の支給停止を行うことになっています。



★短時間勤務等により公的年金制度に加入しない場合は支給停止がありません。

### 年金の支給停止額の算定式

**平成27年9月まで (加入する年金制度により異なる)**

共済組合員 (フルタイム再任用等)	支給停止額 = (※収入月額 - <b>28万円</b> ) × 1 / 2
厚生年金被保険者等	支給停止額 = (※収入月額 - <b>46万円</b> ) × 1 / 2

**平成27年10月から (年齢により異なる)**

65歳未満	支給停止額 = (※収入月額 - <b>28万円</b> ) × 1 / 2
65歳以上	支給停止額 = (※収入月額 - <b>46万円</b> ) × 1 / 2

※収入月額 = 賃金月額(過去1年間のボーナスの1/12を含む) + 年金月額(職域年金相当分の額及び加給年金額を除く)  
(注) 再就職時における年金の支給停止方法については、平成27年10月以降は厚生年金の取り扱いに統一されます。

## 地共済年金情報 WEB サイトについてのお知らせ

組合員の年金加入記録や将来の退職共済年金見込額等がご自身でご確認できる「地共済年金情報 WEB サイト」が平成27年3月末をもって現行のサービスを終了します。  
被用者年金一元化に向けて、新たなサービスを準備中です。詳細は決まり次第、お知らせします。



# 障害給付の年金に係る在職中の支給停止制度がなくなります

被用者年金制度の一元化により、平成 27 年 10 月から障害共済年金の在職中の支給停止制度がなくなります。

年金の支給停止解除の準備を行うため、組合員として在職中の方で障害基礎年金を受給していない方を対象に、障害程度の再認定を行います。該当する方には、公立学校共済組合本部から順次ご案内をお送りしていますので、診断書等を本部あてご提出ください。

## 障害共済年金とは・・・

組合員である間に初診日がある傷病により、\*1 障害認定日に\*2 障害等級の 1 級～3 級までに該当する障害状態にある場合に支給される年金です。

※1 障害認定日…初めて医師等の診療を受けた日から 1 年 6 月後（特例あり）

※2 障害等級…共済組合が認定する等級であり、障害手帳等の等級とは異なります。

- ・1 級： 常時の介護（殆ど全介助を要する）が必要なもの。
- ・2 級： 日常生活が著しい制限を受ける程度等の障害を有するもの。
- ・3 級： 労働が制限を受ける程度等の障害を有するもの。

### 【事後重症請求制度について】

障害認定日には障害等級に該当しなかったが、65 歳に達する日の前日までに障害が悪化した場合、その時点の症状で事後重症による障害の認定を受けることができます。

**注意** 障害共済年金を受給している方が傷病手当金を申請した場合、傷病手当金の額が調整されます。

ご自身で気になる傷病等がありましたら「傷病名」と「初診日」をご確認の上、給付・年金班までご相談下さい。（電話番号：098-862-5239）

## 傷病手当金を申請される皆様へ

傷病手当金を受給している方が、退職後に退職共済年金・障害共済年金・障害一時金のいずれかの支給を受けることとなったとき以後は、傷病手当金の額が調整されます。

傷病手当金の給付日額と、\*退職共済年金等の額を 264 で割った額（1 円未満は切り捨て）とを比較して、傷病手当金の金額の方が多ければ、その差額が傷病手当金として支給されます。

【例】 傷病手当金給付日額：15,000 円 退職共済年金額：120 万円





# ☆アンケートを募集します☆

紙面をよりよくするためのアンケートにご協力ください。はがき又はメールでご応募いただけます。

下記の項目にお答えいただいた方の中から抽選で10名様に「図書カード2,000円相当分」を差し上げます。

**締切日：平成27年4月10日(金) (はがきは当日消印有効)**

※アンケートは組合員（任意継続組合員含む）及びその被扶養者の方を対象とします。

※当選の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。また、お預かりした個人情報は商品の発送のみに利用し、使用後は破棄します。

## はがきでのご応募の場合

送付先：那覇市泉崎1-2-2 12階  
公立学校共済組合沖縄支部  
「福利おきなわ」担当者 あて

## メールでのご応募の場合

公立学校共済組合沖縄支部メールアドレス  
kyosai@okinawa.kouritu.go.jp

## アンケート項目

- ①所属所名（学校名）
- ②住所・氏名
- ③「福利おきなわ」について良い点（2つ以内）
- ④「福利おきなわ」について悪い点（2つ以内）
- ⑤とりあげてもらいたいこと等
- ⑥その他感想



## 面談によるメンタルヘルス相談

24時間体制 **0120-783-269** サービスの対象者：  
組合員とその被扶養者

臨床心理士・心理カウンセラーが面談カウンセリングをいたします。

●日本全国に相談窓口があります。●カウンセリング（面談相談）1回の相談時間は約50分で、5回まで無料です。

面談予約受付時間 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～16:00  
(日曜・祝日・12月31日～1月3日を除く)

## 教職員健康相談 24

24時間体制 **0120-24-8349** サービスの対象者：  
組合員・配偶者および組合員の被扶養者

心と体のさまざまなご相談に、24時間体制でお応えします。また、9:00～22:00には心理カウンセラーによる電話でのメンタルヘルスカウンセリングをご利用いただけます。

●健康相談 ●医療相談 ●介護相談 ●育児相談 ●メンタルヘルスの相談 ●医療機関情報等のご提供  
●専門外来や人間ドック施設などのご案内 ●夜間・休日の医療機関のご案内 ●介護などシルバー情報のご提供 など  
※救急に関するご要望など、ご相談の内容によってはご利用できない場合があります。

## セカンドオピニオン相談

2番目の医師による相談 **0120-214-249** サービスの対象者：  
組合員・配偶者および組合員の被扶養者

さまざまな疾病(\*)でお悩みの方に、電話・面談によるセカンドオピニオンサービスを提供いたします。

また、ご相談内容に応じて、各専門分野を代表する専門医を紹介いたします。

(\*)入院・転院を目的としたサービスではございません。また、疾病や内容により、サービスをご利用いただけない場合がございます。その他、ご利用に際しては事前に診療関連資料（診療情報提供書（紹介状）、各種検査データ、カルテの写しなど）をご準備いただくなど諸条件がございます。まずはお気軽にお問合せください。

受付時間 9:00～18:00 (日曜・祝日・12月31日～1月3日を除く)

セカンドオピニオンとは・・・「第2の意見」と訳され、よりよい医療や治療方法を選択するために、主治医から示されている病名や診断内容・治療方法などについて主治医以外の医師に意見を求めることです。

プライバシーは厳守されるシステムになっておりますので、安心してご利用ください。



携帯電話・PHSからも  
ご利用できます。  
(通話料無料)

※一般には公開していない専用の番号ですので、ご留意ください。

**公立学校共済組合**

(委託先：ティーベック)

M1404-02294-0002-3-2